監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項及び第７項の規定による出資団体監査及び指定管理者監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

１　監査の種類
財務監査（監査基準第２条第１項第１号）
行政監査（監査基準第２条第１項第２号）
財政援助団体等監査（監査基準第２条第１項第３号）

２　監査の実施場所及び日程
実施場所：第４委員会室
日　　時：令和８年９月２９日（火）

３　監査実施期間
令和８年８月１７日から同年９月２９日まで

４　監査の概要
（１）対象部局
ア　出資団体（５）
・一般財団法人富山市ガラス工芸センター
所　管：文化国際課
・公益社団法人富山市シルバー人材センター
所　管：長寿福祉課
・公益財団法人富山市スポーツ協会
所　管：スポーツ健康課
・株式会社ほそいり
所　管：農林事務所農地林務課
・一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社
所　管：土木事務所建設課

イ　指定管理者（６）
・一般財団法人富山市ガラス工芸センター
所　管：文化国際課
・公益社団法人富山市医師会

所　管：福祉政策課
・公益財団法人富山市スポーツ協会
所　管：スポーツ健康課、学校教育課
・一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社
所　管：スポーツ健康課、農林事務所農地林務課、土木事務所建設課
・株式会社ほそいり
所　管：観光政策課、農林事務所農地林務課
・特定非営利活動法人里山倶楽部
所　管：農政企画課

（２）対象期間
令和７年度

（３）対象事務
上記期間における財政援助団体等の出納その他の事務の執行及び団体に対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかを対象とした。
なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

（４）監査の着眼点
財政的援助を与えている団体・指定管理者等の監査については、全国都市監査委員会が定める実務ガイドラインの「財政援助団体等監査の着眼点」に沿って実施した。

５　監査の主な実施内容
地方自治法第１９９条第７項の規定により、当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が同法第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行について、事前に提出された監査資料を確認するとともに、現地調査による関係帳簿、証書類等の審査、団体及び所管部局からの説明の聴取を行うなどの方法により実施した。
また、併せて地方自治法第１９９条第１項及び第２項の規定により、公の施設の管理状況についても監査を行った。
なお、古西委員は、公益社団法人富山市シルバー人材センター及び公益社団法人富山市医師会の監査については、地方自治法第１９９条の２の規定により除斥とした。

６　監査の結果
監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

（１）出資団体監査

ア　株式会社ほそいり

（ア）富山市林産物等展示販売施設について、行政財産使用許可の申請内容及び手続に不備がある状態となっていたため、改善を図られたい。

イ　農林事務所農地林務課（株式会社ほそいり）

（ア）富山市林産物等展示販売施設について、行政財産使用許可の承認内容及び手続に不備がある状態となっていたため、改善を図られたい。

ウ　一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社

（ア）法人が指定管理を行う公園内に、法人所有の雑倉庫を設置する際、都市公園法に基づく公園施設の設置許可に係る手続を行っていなかったため、改善を図られたい。

（２）指定管理者監査

ア　公益社団法人富山市医師会

（ア）診断書その他診療に関する証明書の交付手数料の徴収について、令和８年７月の手数料の額改定後も従前の金額を徴収していたため、改善を図られたい。また、施設所管課においては、手数料の額改定を指定管理者に伝達していなかったため、改善を図られたい。

イ　公益財団法人富山市スポーツ協会

（ア）富山市東富山温水プールにおいて、施設の休館に伴い、指定管理者と再委託先との協議により再委託業務の内容や業務量、委託料の金額を変更していたが、当該変更内容を契約書に反映する変更契約を締結していなかったため、改善を図られたい。

（イ）スポーツ施設の使用について、富山市スポーツ施設条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に定める手続に基づいていない事務処理が、多くの施設で複数見受けられたため、改善を図られたい。

ａ　指定管理者は、スポーツ施設の使用を承認したときは、大会等又は団体の使用にあっては、富山市スポーツ施設使用承認書を交付することとされているが、使用者に使用承認書を交付していない事例が複数見受けられた。また、使用施設名や減免額欄等の記載に誤りがあるにもかかわらず、申請書の記載内容を補正させず、使用承認をしている事例が複数見受けられた。

ｂ　使用承認後に、使用キャンセルや使用時間の変更等の申出があった場合において、指定管理者の担当者が当初の使用申請書にキャンセルの旨

や変更内容を加筆・修正し、その写しを使用者に交付しているものの、変更後の使用内容について改めて決裁を受けていない事例が複数見受けられた。また、キャンセルや変更の申出日時、申出者、処理者等に関する記録がなく、処理経過を確認できない状態となっていた。

（ウ）条例において、使用承認の対象として定められていない「研修室」等を使用させていたため、改善を図られたい。（富山市東富山温水プール、大山総合体育センターほか）。

（エ）使用料について、条例に基づいていない事務処理が多くの施設で複数見受けられたため、改善を図られたい。

ａ　使用料の算定について、使用承認申請書に記載された使用人数と、実際の使用料の算定に用いた人数が異なっており、算定した使用料が条例等に基づく適正な額であることを確認できない状態となっていた。

ｂ　条例において、「期間使用券による使用者は、１日につき１回（２時間以内）に限りプールを使用することができる。」と規定されているが、使用時間が２時間以内であることを確認せずに使用させていた。また、２時間を超過して使用しているにもかかわらず、超過分に係る使用料を徴収していない事例が見受けられた。

ｃ　使用料の冷暖房加算について、条例では、冷暖房期間に施設を使用する場合は、冷暖房設備の使用の有無にかかわらず、所定の額を加算することとされているところ、冷暖房設備を使用するときに限り加算していた。また、冷暖房期間以外の日に冷暖房設備を使用した場合については、条例に定める冷暖房加算の対象期間外であるにもかかわらず、冷暖房加算をしていた（富山市富山南総合公園体育文化センター・庭球場）。

（オ）「野外教育活動センター　枯木伐採処分」業務について、業務の内容が枯木の伐採及び処分であるにもかかわらず、物品の修繕を対象とする「物品等修繕契約書」により契約していたため、改善を図られたい。また、契約締結日が契約書に記載されていないことや、仕様書が綴られていないなど、管理運営業務に係る契約関係書類に不備が見受けられたため、改善を図られたい。

（カ）野外教育活動センターの使用について、富山市野外教育活動センター条例及び同条例施行規則に定める手続に基づいていない事務処理が見受けられたため、改善を図られたい。

ａ　指定管理者は、センターの使用を承認したときは、富山市野外教育活動センター使用承認書を交付することとされているが、使用者に使用承認書を交付していなかった。

ｂ　使用承認後に使用人員を変更する際、変更に係る申請及び承認の手続を行っていなかった。

ウ　一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社

（ア）指定管理業務の一部を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているところ、書面による承諾を得ていなかったため、改善を図られたい。

エ　株式会社ほそいり

（ア）富山市岩稲ふれあいセンターに設置されているマッサージチェアについて、行政財産の使用許可を受けていなかったため、改善を図られたい。

（イ）富山市割山森林公園の休園日について、富山市割山森林公園条例においては、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができると定められているところ、変更に係る手続を行うことなく、開園していた日があったため、改善を図られたい。

（ウ）富山市割山森林公園について、指定管理業務の一部を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているところ、書面による承諾を得ていなかったため、改善を図られたい。

（３）公の施設の管理状況

ア　市民生活部スポーツ健康課（公益財団法人富山市スポーツ協会）

（ア）施設所管課として、毎年度モニタリングを実施しているものの、指定管理者による事務処理の状況を十分に確認しておらず、基本協定書及び例規に定める手続に沿っていない状況を把握していなかったため、改善を図られたい。

イ　教育委員会事務局学校教育課（公益財団法人富山市スポーツ協会）

（ア）施設所管課として、毎年度モニタリングを実施しているものの、指定管理者による事務処理の状況を十分に確認しておらず、基本協定書及び例規に定める手続に沿っていない状況を把握していなかったため、改善を図られたい。

ウ　市民生活部スポーツ健康課（一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社）

（ア）富山市婦中パークゴルフ場の備品について、備品台帳への記載を怠るなど適正な管理を行っておらず、指定管理者に備品を貸与していることを把握していなかったため、改善を図られたい。

エ　商工労働部観光政策課（株式会社ほそいり）

（ア）指定管理者が富山市岩稲ふれあいセンターに設置したマッサージチェアについて、行政財産の使用許可を行っていなかったため、改善を図られたい。

オ　農林水産部農林事務所農地林務課（株式会社ほそいり）

（ア）富山市割山森林公園の休園日について、富山市割山森林公園条例において

は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができると定められているところ、変更に係る手続を行うことなく、開園させていた日があったため、改善を図られたい。